

京都市告示第 17 号

計量法第 20 条第 1 項及び第 21 条第 1 項の規定に基づき、特定計量器について、次のとおり、指定定期検査機関による定期検査を行います。

平成 27 年 4 月 1 日

京都市長 門川 大作

1 定期検査を行う区域

東山区

2 検査の対象となる特定計量器

ひょう量 500 キログラム以下の質量計

3 定期検査の実施場所

指定定期検査機関が指定する場所

4 定期検査の実施の期日

平成 27 年 5 月 7 日から同年 6 月 15 日まで。ただし、日曜日、土曜日を除きます。

5 定期検査を行う指定定期検査機関の名称

一般社団法人 京都府計量協会

(計量検査所)